

令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

令和2年6月30日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

1. 令和2年6月30日（火）午後2時00分 開会
1. 令和2年6月30日（火）午後2時46分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番 富岡喜芳	2 番 鎌田 正	3 番 黒沢龍己	4 番 澁谷俊二
5 番 佐藤芳雄	6 番 橋村 誠	7 番 熊谷一夫	8 番 深沢義一
9 番 渡邊秀俊	10 番 佐藤文子	11 番 阿部則比古	12 番 伊藤福章
13 番 橋本五郎	14 番 金谷道男	15 番 八柳良太郎	16 番 鈴木良勝
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 坂本昇一 消防長 佐藤広樹
消防次長 渋谷徹 大曲消防署長 杉澤衛 角館消防署長 鈴木和広
消防本部総務課長 佐々木伸吾 事務局次長兼介護保険事務所長 山口誠
事務局次長兼管理課長 久米正 環境事業課長 宮本武二郎 環境事業課参事 山本博康
環境事業課参事 瀬川敬 介護保険事務所主幹 上田泰彦 管理課副主幹 藤田貴
管理課副主幹 奈良ルミ子 管理課主席主査 伊藤俊彦 管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第12号 大曲仙北広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第14号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第15号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- (5) 議案第16号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- (6) 議案第17号 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）

議 長 (金谷道男君)
皆様お疲れ様でございます。これより令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

管理者 (老松博行君)
管理者から「招集のあいさつ」があります。老松管理者。

議 長 (金谷道男君)
はい、議長。

管理者 (老松博行君)
はい、管理者。

議 長 (金谷道男君)
はい、管理者。

管理者 (老松博行君)
本日、令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例案3件、単行案3件の、計6件であります。内容は、監査委員に関する条例の一部改正や消防車両の更新に係る案件などとなっておりますが、提案理由についてこの後事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

去る3月27日付けで、当組合議会議員の青柳宗五郎氏が仙北市議会議員を辞職され、同日付けで黒沢龍己氏が新たに当組合議会議員に選任されております。黒沢議員におかれましては、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

先ず始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

組合全体としての取組であります。国内で感染が広がり始めた2月下旬以降、マスク着用や手指消毒等の徹底による感染防止対策のほか、各種会議や研修会については中止や延期、県外との往来については自粛を要請するなどの対応を取ってまいりましたが、全都道府県の緊急事態宣言が解除された5月末からは、制限を段階的に緩和する措置をとっております。

また、各部署ごとにおける対応についてであります。斎場につきましては、不特定多数の方が訪れる施設であることから、利用者に手指消毒の徹底や一定間隔の確保をお願いするよう職員に指示するとともに、葬祭業者にも協力をお願いしております。

なお、圏域内で感染して亡くなられた方が出た場合の火葬については、対応する斎場や時間などの必要事項を定め、葬祭業者に周知を行っております。

消防につきましては、2月28日付けで消防本部新型コロナウイルス感染症対策のための業務継続計画に基づく対策本部体制に移行し、職員及び来庁者の感染防止に努めております。

また、感染の疑いのある方を救急搬送する場合については、医療機関によるアドバイスの下、ヘアキャップ、フェイスシールド、ゴーグル、N95マスク、感染防止ガウン上下及び使い捨て手袋を着用して対応することとしておりますが、現在まで感染者を搬送した事例は発生しておりません。

なお、庁舎見学の受入れや事業所の立入検査につきましては、2月末から休止しておりましたが、6月に入ってから再開しており、6月28日現在の庁舎見学の受入件数は、1件となっております。

介護保険事務所につきましては、利用者の要介護度を審査する介護認定審査会について、4月23日から5月28日までの実施分715件を書面審査としたほか、例年5月下旬に開始している事業所の実地指導については、7月上旬から始めることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一定程度収入が下がった方などに対する介護保険料の減免措置が、国の緊急経済対策に盛り込まれたことから、関連条例案をこの後ご審議いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

環境事業課につきましては、感染拡大防止の観点から、住民の方々には一般ごみの直接搬入の自粛について、組合や構成市町のホームページ等で呼びかけたほか、ごみ収集運搬業者の方々には作業中の注意事項をまとめた環境省発出のチラシを配布して周知に努めております。

施設見学の受入れにつきましては、一時期休止しておりましたが、消防同様、6月に入ってから再開しており、6月28日現在の受入件数は、3件となっております。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大への対応につきましては、国や県の動向を見ながら、適時・適切に実施してまいります。

次に、地域支援事業に係る会計処理についてご報告いたします。

すでに新聞等で報道されておりますが、当該事業に係る国と県の交付金について、令和元年度中に行われるべき令和元年度実施分の交付と平成30年度実施分の精算が、県の事務処理ミスにより行われていなかったことが判明しております。

結果的に、当組合に係る令和元年度分3億5,412万3,039円の収納と平成30年度分1,790万5,537円の返還については、出納整理期間内に完了したところではありますが、国への返還分に関し5万5,227円の延滞金が課されたことから、返還義務があった当組合が負担しており、後日同額が県から補填されることとなっております。

再び今回のような事態が生じないように、当組合としても県や他保険者との連絡・協力を緊密にしてまいります。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、管理課関係について申し上げます。

事務部局の職員採用試験につきましては、管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職及び環境事業課に勤務する初級職を、それぞれ若干名採用することとしており、来たる8月2日に大仙市の大曲交流センターを会場に1次試験を実施する予定であります。詳細については、構成市町の広報6月1日号や当組合のホームページでお知らせしております。

次に、斎場関係について申し上げます。

年次計画で実施している3斎場の火葬炉設備補修工事につきましては、中央斎場

においては、3基設置している火葬炉全ての炉内耐火物の補修と耐火台車の補修を実施するほか、1基についてはバグフィルターと呼ばれる高性能集じん機の「ろ布」交換も行うこととしており、工期は7月2日から11日までを予定しております。

南部・北部斎場においては、それぞれ2基設置している火葬炉の炉内耐火物の全面補修を行うこととしており、北部斎場は6月10日から本日まで、南部斎場は7月22日から8月11日までの工期となっております。

工事期間中は、火葬件数の制限が必要となることから、利用される皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いしながら進めてまいります。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく南部・北部斎場改築等事業につきましては、検討委員会から提出された最終報告を受け作成した現段階における事業計画案についてご説明させていただき、議員各位のご理解を賜りたく、本日の臨時会終了後、議員全員協議会の開催をお願いしております。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

令和7年度の供用開始を目指している新中央し尿処理センターの整備事業につきましては、本年度から本格的に事業が始まっており、基本計画策定業務については5月13日に、生活環境影響調査業務については6月11日に、いずれも競争入札を経て委託契約を締結しております。残る地質調査業務については、8月に入札を行うこととして準備を進めているほか、事業実施に係る地元の同意を遅くとも年度内には頂きたいと考えており、新施設整備の必要性や事業の内容等について、説明会などを通じて丁寧に説明してまいります。

また、北部廃棄物処理施設においては、長期包括運營業務の委託を令和5年度から始めるための導入可能性調査を開始しております。

次に、廃棄物処理最適化推進委員会につきましては、広域化の目的である「圏域内の廃棄物の一括処理」を進めていくため、本年4月に組合及び構成市町の職員からなる本委員会を立ち上げており、5月12日には第1回目の会議を開催しております。

今後は、基本構想中期・後期に計画している事業の具体的な進め方、圏域内における廃棄物に関するルールの一統、圏域住民の一体的な意識醸成など、諸課題の解決に向けた検討・協議を積極的に行ってまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

車両更新計画に基づく本年度の車両購入につきましては、今次臨時会に財産の取得に係る単行案を上程している中仙分署の「消防ポンプ自動車CD-I型」、大曲消防署の「水槽付消防ポンプ自動車」、田沢湖分署の「はしご付消防ポンプ自動車」のほか、競争性を担保するため車体と高度救命処置用資機材を分離発注した大曲消防署の「高規格救急自動車」の計4台を更新することとしております。

また、各分署の改修事業等につきましては、協和分署においては令和3年度から21名体制となることによる仮眠室の増築や手狭になった出動準備スペース拡張などの増改築工事を、南分署においては劣化した外壁の塗装工事を、西仙北分署においては舗装の亀裂や変形が目立つ駐車場の整備工事を、東分署においては崩落が進んでいる同署敷地の法面整備工事を実施することとしております。南分署の外壁塗

装工事については、6月22日に請負契約を締結済みであります。その他の工事については、現在発注に向けた手続きを進めているところであります。

次に、消防職員の採用試験につきましては、上級職と初級職合わせて6名程度を採用する計画であり、構成市町の広報7月1日号や当組合のホームページでお知らせしてまいります。なお、1次試験については、9月20日に大仙市神岡農村環境改善センターを会場に実施いたします。

次に、6月28日現在の火災等の発生状況等につきましては、火災件数は19件で去年同期より22件減、救急件数は2,513件で212件の減、救助件数は50件で5件の増となったほか、山菜採りによる行方不明者の捜索件数については、大変申し訳ありませんがその次の文章、誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。 「大仙市協和地区で2件、仙北市西木町で1件」というふうに書いておりましたが、ここを、「仙北市田沢湖地区で2件」というふうに訂正をお願いしたいと思います。もう一度繰り返します。「大仙市協和地区で2件、仙北市西木町で1件」というふうに書いておりましたが、「仙北市田沢湖地区で2件」に訂正をよろしくお願ひします。お詫びして訂正させていただきます。仙北市田沢湖地区で2件発生し、不明者3名を無事保護しております。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

令和元年度の介護給付費につきましては、前年度との比較で率にして1.3%、金額にして約2億2,500万円増の170億1,767万円となっております。増減の主な内訳といたしましては、介護老人福祉施設の整備により施設サービス費が約2億1,300万円の増、グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設により地域密着型サービス費が約5,400万円の増、利用単価の高い重度者の利用が減ったことや施設サービスに利用を移したことにより居宅サービス費が約1億600万円の減などとなっております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募につきましては、本年度開設事業者の公募を4月に実施したところ、1事業者から仙北市角館町勝楽での「認知症対応型共同生活介護」の開設申請がありました。今後の手続きにつきましては、申請書類や現地を確認した後、開設予定地の仙北市と協議を行い、9月開催予定の介護保険運営協議会において指定の適否を審議していただくこととなります。

次に、介護保険事業計画につきましては、本年度は、令和3年度から5年度までの3カ年を計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定年度となっており、5月下旬には計画策定に必要な一般高齢者1,750人、要介護認定者1,250人を対象としたアンケート調査を実施しております。今後は、このアンケート結果に加え、制度改正や給付費の動向、介護基盤の整備状況などを踏まえながら、被保険者代表、学識経験者、介護事業者、行政機関等で構成する介護保険事業計画策定委員会に諮り、検討を具体化させてまいります。

なお、議員の皆様には、来年2月頃に計画の内容についてご説明させていただきたいと考えております。

次に、介護保険料の軽減につきましては、昨年度実施した第1段階から第3段階までの非課税世帯の方に対する軽減対策を、本年度は更に拡充することとしており、

関係条例案を本日の臨時会に上程いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、介護保険料の納入通知につきましては、7月10日頃第1号被保険者約4万8千人に発送する予定であります。住民の方からの問い合わせ等については、丁寧な対応を心掛け、納付へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議長 (金谷道男君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、青柳宗五郎氏の辞職に伴い、新たに広域議員に選出されました黒沢龍己君の議席について、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、議席の指定を行うものであります。黒沢龍己君の議席を、ただいま着席している3番と指定いたします。

日程第2「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。「指名の方法」については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」は議長において指名することに決しました。

副議長に仙北市議会議長の黒沢龍己君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました黒沢龍己君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、黒沢龍己君が副議長に当選されました。

黒沢龍己君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

本人から当選のあいさつをお願いします。

副議長 (黒沢龍己君)

先ほど行政報告にもありましたけれども、前の青柳議長の辞職によりまして私黒沢が副議長ということでこのような形になりました。私の議員生活の中でも広域に

は初めての出席でございます。何もまだ分からないながらも皆様とともに一生懸命がんばって、また議長をサポートしていきたいと思っておりますので、どうか一つよろしくをお願いします。

議長

(金谷道男君)

ありがとうございました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において2番鎌田正君、3番黒沢龍己君、4番澁谷俊二君を指名いたします。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第5「議長報告」をいたします。

「令和元年度例月出納検査結果報告書」及び「大曲仙北広域市町村圏組合監査基準」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第6「議案第12号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次長

(久米正君)

はい、議長。

議長

(金谷道男君)

次長。

次長

(久米正君)

議案第12号「大曲仙北広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

本案は、監査制度の充実強化を目的とした地方自治法の改正に伴い、当該法律で整備された引用条項を加えるなどの条文整理を行うものであります。

公表の方法について定めている第8条の改正につきましては、事務監査請求に基づく監査結果が監査委員の合意に至らなかった場合や監査基準を策定した場合などの引用条項を加えるものであります。

また、同条には、具体的な公表の方法については「大曲仙北広域市町村圏組合公告式条例の規定による公表の例により行う。」と定めておりますが、新たに追加した条項の内容について公表できるようにするため、公告式条例を附則において改正するものであります。

以上、議案第12号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(金谷道男君)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第12号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第13号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

久米次長。

次 長 (久米正君)

議案第13号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、労働基準法の取扱いに準拠したものに改めるとともに、併せて文言の整理を行うものであります。

時間外勤務手当等に関する勤務1時間当たりの給与額の算出につきましては、現在「給料の月額と地域手当の月額の合計額」を算出基礎額としておりますが、これに「寒冷地手当の月額」を加える改正を行うものであります。

改正後の算出方法につきましては、寒冷地手当の支給月である11月から3月までの期間に適用されるものであり、この間の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当が約1万円の場合、約60円増えることとなります。

以上、議案第13号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第14号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議案第14号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の4ページをご覧ください。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本年度の介護保険料について、低所得者に対する軽減を更に強化するとともに、国が実施する新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に、介護保険料の減免措置が組み込まれたことから、必要な改正を行うものであります。

介護保険料の軽減対策につきましては、平成27年度からは保険料区分第1段階の方に、消費税率が引き上げられた昨年度からは、第2段階と第3段階の方に拡充して実施してまいりましたが、本年度は更に軽減するため、基準額に対する割合を第1段階の方は0.375から0.3に、第2段階の方は0.5から0.375に、第3段階の方は0.725から0.7にそれぞれ引き下げるものであります。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免措置につきましては、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、若しくは生計維持者の収入が減少した場合に、令和元年度の一部及び令和2年度の保険料を減免できるよう改正するものであり、減免の申請手続きや減免額の算定方法等については、規則で定めることといたします。

なお、施行日は7月1日としておりますが、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免につきましては、令和2年2月1日に遡って適用させるものであり、住民の方々に対しましては、構成市町の広報等でお知らせしてまいります。

以上、議案第14号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。10番佐藤文子さん。

議 員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

10番。

議 員 (佐藤文子君)

はい、議案第14号について、いくつかお尋ねしたいと思います。

質問の趣旨は、新型コロナウイルス感染症による減免の特例のうち、「第1被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が減少した場合であって、減少額等の要件を満たす者に」というふうなことに関連してお尋ねいたします。

減免対象となる年間の収入減少額というのは、3割以上というふうに見込まれており、減免は申請によるということのようでありますけれども、2月以降既に年収

3割減を見込む方や、今後これから3割以上の減収が起こるといふふうに見込まれる方など多々あると思いますけれども、この減免申請は、時期を特定しないで例年3月まで随時できるというふうにご理解していいのはいかがでしょうかお尋ねいたします。

二つ目は、介護保険料の納付通知書というのはこれから7月1日に発送されるようでありましてけれども、高齢者本人名で発送されるわけですので、国保税とは異なって、減免対象となるのかどうかというのは、この手続きの方法など、主な生計維持者の所得減少状況など、様々な手続きの面で大変作業もいる問題だと思っておりますけれども、関係機関の協力も得て、丁寧で分かりやすい周知というふうなのが望まれるわけですが、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

3番目は、既に支払った保険料というのは、この減免が適用になった場合には、払い戻しというふうなのが必要になると思っておりますけれども、これについての確認を行いたいと思っております。

以上3点についてよろしくお願ひいたします。

議長 (金谷道男君)

10番佐藤文子さんの質疑に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

所長。

所長 (山口誠君)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目は、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免申請期間を来年の3月までとすることについてであります。

今般の感染症の影響による減免措置につきましては、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が新型コロナウイルスに感染したことにより、死亡又は重篤な疾病を負った場合のほか、2月以降すでに年収3割減が見込まれる方や、今後3割以上の減収が考えられる方など、令和2年中の収入が3割以上減少となる場合に対象となります。佐藤議員ご懸念の減免申請の時期につきましては、今回上程の条例改正案で追加となる附則第18項において、本則の特例として令和3年3月31日までに申請書を提出することと定めているところであります。

質問の2点目は、減免対象となるかどうか、手続きの方法など、丁寧で分かりやすい周知が求められることについてであります。組合では、構成市町の5月1日号の広報に「新型コロナウイルス感染症の影響のため介護保険料納付が困難な方に対する納付猶予制度のお知らせ」を掲載したほか、明日、7月1日号の広報において、令和2年度の介護保険料の納付に関する記事と合わせ、ホームページに詳細な手続き方法などを掲載する旨お知らせすることとしております。

また、構成市町の介護担当窓口に対する問い合わせについては、対応の一元化を図るため、改めて介護保険事務所から説明のための連絡がある旨を伝えていただくとともに、身体上の理由や交通事情等で窓口に来られない方に対しては、直接自宅を訪問して申請のお手伝いをさせていただくこととしております。

質問の3点目は、既に支払った保険料に減免が適用された場合の払い戻しについてであります。

今回の減免制度の対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が設定されている介護保険料となっており、議員ご指摘のとおり、減免の申請や決定の時期によっては、すでに納付いただいた保険料に還付が発生することが想定されます。組合といたしましては、還付手続に係る処理手順をあらかじめ定めておくなど、制度趣旨に鑑み、できるだけ早期に還付できるよう努めてまいります。

なお、管内の減免に関する相談につきましては今日現在で5件となっております。

今後も住民の皆様への減免制度の周知を図るとともに、相談・申請に対して迅速・丁寧な対応ができるよう体制を整えてまいります。

議長 (金谷道男君)

10番、再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議長 (金谷道男君)

10番。

議員 (佐藤文子君)

はい、質問の二つ目との関連ですけれども、いずれ介護保険の65歳の第1号被保険者の方々は、生計維持者と一緒に暮らしているというふうな方ばかりではありませんし、主な生計維持者が別で暮らしているというふうな場合もたくさん多々あるわけであります。こうした方々も含めまして、かなり今回のコロナの影響による収入減というふうなものに関わる事業者あるいは農家の方々、そして会社勤めの方々等いらっしゃると思いますので、漏れなくこの減免申請に反映できるような、ということで、現状5件ほどの相談というふうなことのようにですけれども、その他にもまだまだたくさんいらっしゃると思いますが、そうした方々が漏れずに申請できるように、非常に大変な作業になるのではというふうに思いますけれども、どうかその点をよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。この件に関しても答弁があればよろしく願いいたします。

議長 (金谷道男君)

再質問に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

主たる生計維持者が遠くに住んでいるという場合はあると思います。それでこちらのPRとしてホームページの方載せていただくということにしてみましたけれども、各構成市町のホームページ、それとリンクを貼って介護保険事務所の方にホームページから来れるようにということと、それから7月の10日頃、4万8千人の方に通知発送いたしますけれども、その中にコロナの関係の文書を入れてPRに努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 (金谷道男君)

以上で10番の質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

ほかにないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第15号」、日程第10「議案第16号」、日程第11「議案第17号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

次長。

次 長 (久米正君)

議案第15号から第17号までの「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

今回上程いたしました3件の「財産の取得について」は、消防車両更新計画に基づいた車両の購入であり、いずれも予定価格が2千万円を超えるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

はじめに、議案第15号であります。議案説明資料の6ページをご覧ください。取得する財産は、中仙分署に配備する「消防ポンプ自動車」1台であります。

現行車両は、購入後16年が経過し、老朽化が著しい上、車両部品の調達が難しくなってきたことから、更新が必要となったものであります。

購入しようとしている車両は、狭隘な道路等の走行に有利な3t級小型トラックシャシにA-2級消防ポンプを搭載し、かつ、水利確保が困難な場所での消火活動に対応した圧縮空気泡消火装置、通称「キャフス」と申しますけれども、これと小型水槽を装備するものであります。

消防ポンプ自動車の主要メーカーは、日本ドライケミカル株式会社、株式会社モリタ、長野ポンプ株式会社、日本機械工業株式会社、ジーエムいちほら工業株式会社の5社であり、いずれについてもシャシ、ぎ装、各資機材等の一括発注が可能なほか、耐久性、信頼性及び操作の利便性に大差はないものであります。

以上5メーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6業者を選定し、5月28日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会と3、894万円で購入契約を締結しようとするものであります。

続いて、議案第16号であります。議案説明資料の8ページをご覧ください。

取得する財産は、大曲消防署に配備する「水槽付消防ポンプ自動車」1台であります。

現行車両は、購入後16年が経過し、老朽化が著しい上、車両部品の調達が難しくなってきたことから、更新が必要となったものであります。

購入しようとしている車両は、他の消防車両の補給体制が整うまで初期消火を行うための3,000リットル水槽を搭載した「水Ⅱ型 消防ポンプ自動車」であり、夜間においても安全な火災防御活動が行えるよう屋上伸縮照明装置を装備することとしております。

この車両につきましても、先程ご説明した消防ポンプ自動車と同様の理由により、主要の5メーカーの販売代理店の中から秋田市以南の6業者を選定し、5月28日に指名競争入札を行った結果、大仙市の株式会社相場商店大曲営業所と6,809万円で購入契約を締結しようとするものであります。

最後に、議案第17号であります。議案説明資料の10ページをご覧ください。取得する財産は、田沢湖分署に配備する「はしご付消防ポンプ自動車」1台であります。

現行車両は、平成6年に配備した30メートル級のはしご車であり、修繕や整備を繰り返しながら使用してきたものの、購入後26年が経過しようとしており、老朽化が著しい上、車両部品の調達が困難となっていることから、更新が必要となったものであります。

購入しようとしている車両であります。仙北市田沢湖地域の宿泊施設をはじめとする、広域管内の中高層建物の火災や高所救助事案などに対処するため整備するものであり、障害物の回避が可能な先端屈折機能を備えた35メートルの伸縮はしご、中高層建築物火災の消火活動に有効な伸縮水路装置のほか、バスケット装置、リフター装置などを装備することとしております。

車種につきましては、田沢湖高原温泉郷などの山間部における火災や災害への出動を想定していることから、駆動力の高さが重要となるほか、消火や救助作業を行ったり被災者を搬送するためのバスケット装置とリフター装置については、積載荷重の多さが消防力に直結しますが、何れの要素も優れている「株式会社モリタ製のトラックシャシ車両」を選定しております。

また、業者につきましては、競争性を高めるための県外業者の指名も検討いたしましたが、故障時の迅速な対応を担保する必要があることから、株式会社モリタの販売代理店の中から、秋田県内に事業所を構える3業者を選定し、5月28日に指名競争入札を実施した結果、湯沢市の株式会社高義商会と2億4,310万円で購入契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第15号から議案第17号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。